

宮津市プレミアム付商品券 実施要領

- 1 趣 旨 消費税・地方消費税引き上げによる、所得の低い方や子育て世帯の皆さまの消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に実施する。
- 2 名 称 宮津市プレミアム付商品券
- 3 発 行 者 宮津市
- 4 商品券概要
 - 1) 金 額 5,000 円分の商品券を 4,000 円で販売
 - 2) 券 種 1,000 円商品券5枚綴り／1冊
 - 3) 発行限度 5冊／対象者
 - 4) 発行組数 25,000 冊
 - 5) 発行総額 1 2 5,000,000円
 - 6) 販売期間 令和元年 10月1日～令和2年1月31日
 - 7) 有効期限 令和元年 10月1日～令和2年2月29日
- 5 対 象 者 宮津市が発行する引換券所持者 約5,000人
 - 1) 平成31年1月1日時点で宮津市にお住まいで、平成31年度の住民税が非課税の方（ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養家族や生活保護受給者は対象外です。）
 - 2) 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主
- 6 申 請 方 法
 - 1) 非課税世帯
 - ・ 該当世帯にお知らせ、申請書を発送（8～9月）
 - ・ 申請書を市健康福祉部又は各地区連絡所へ提出
 - ・ 資格要件などを確認し、決定通知及び商品券購入引換券を発送。
 - 2) 子育て世帯
 - ・ 該当世帯に決定通知及び商品券購入引換券を発送
- 7 発 行 場 所
 - 1) 市健康福祉部（ミップル4F）
 - 2) 市内郵便局（栗田・由良・吉津・天橋立・日置・岩ヶ鼻）
※宮津・西宮津、天橋立駅前郵便局は除く
- 8 商品券取扱店
 - 1) 要 件 本事業の趣旨に賛同し、ルールをお守りいただける宮津市内の店舗（一次産業含む）
 - 2) 負 担 金 無料
 - 3) 申込方法 所定の申込書にご記入いただき、FAX 又は郵送にて申込。申込書は、宮津商工会議所ホームページからダウンロード出来ます。
 - 4) 募集周知 宮津市の広報、会議所の会報、宮津市内に新聞折込する他、両者のホームページにて情報発信する。

- 9 取扱店の周知 取扱店一覧表を作成し、以下のとおり周知します。
- ・販売前などに宮津市の広報などで周知します。
 - ・対象者に商品券を販売の際に配布します。
 - ・市、会議所等のホームページに掲示します。

10 利用制限

1) 利用対象とならないもの

- ①不動産や金融商品
- ②商品券やプリペイドカードなどの金券類
- ③たばこ
- ④税金などの公租公課
- ⑤保険料等の預り金
- ⑥自社商品の購買、販売用（事業用）商品の購入及び買掛金、売掛金の決済

11 精算方法

1) 商品券回収から振込精算までの流れ

- ①当所の窓口まで、回収した商品券をお持ちください。
- ②窓口で精算票に取扱店名、精算枚数、精算額をご記入ください。
- ③精算票に記入された内容と商品券の枚数を確認し、商品券預り書をお渡しします
- ④締切日より7業務日以内に、指定の口座に振込ます。

2) 精算受付概要

- ①受付場所 宮津商工会議所
- ②受付日 令和元年10月1日～令和2年3月10日の間の当所業務日
- ③受付時間 8時45分～17時00分
- ④締切日 毎月10日、25日
- ⑤振込精算日 締切日から7業務日以内に振込
- ⑥その他 1回の精算受付額が100万円（商品券1,000枚）を超える場合は、事前に宮津商工会議所にご連絡ください。

12 取扱店の責務

- ①決定事項の厳守
- ②不正商品券への対応
 - ・偽造された物と判断できる不正商品券を発見された時は、当所へ速やかにご連絡頂き、その不正商品券を取り扱わないで下さい。
 - ・商品券は通し番号入りなので、番号がない商品券及び破損により通し番号が照合できない場合は取り扱わないでください。
- ③取扱店は商品券を持参された利用者に対し、商品券利用期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売、もしくはサービスの提供を行う。
- ④つり銭は出さないでください。
- ⑤商品券の利用を見込んで、通常より高い価格設定をすることは禁止します。
- ⑥商品券を他人に売却したり、転用することは禁止します。